

野田市手数料条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

野田市長 鈴 木 有

野田市条例第 7 号

野田市手数料条例の一部を改正する条例

野田市手数料条例（昭和 5 1 年野田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表の 6 の 1 の項を次のように改める。

1 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく確認の申請又は同法第 1 8 条第 2 項の規定に基づく計画の通知に対する審査	(1) 確認の申請に係る計画又は計画の通知に係る計画に建築基準法第 8 7 条の 4 の昇降機に係る部分が含まれない場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が 3 0 平方メートル以内のもの 9, 0 0 0 円 イ 床面積の合計が 3 0 平方メートルを超え 1 0 0 平方メートル以内のもの 1 9, 0 0 0 円 ウ 床面積の合計が 1 0 0 平方メートルを超え 2 0 0 平方メートル以内のもの 3 3, 0 0 0 円 エ 床面積の合計が 2 0 0 平方メートルを超え 3 0 0 平方メートル以内のもの 4 3, 0 0 0 円 オ 床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超え 1, 0 0 0 平方メートル以内のもの 7 1, 0 0 0 円 カ 床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートルを超え 2, 0 0 0 平方メートル以内のもの 1 0 0, 0 0 0 円 キ 床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートルを超え 1 0, 0 0 0 平方メートル以内のもの 2 8 0, 0 0 0 円 ク 床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートルを超え 5 0, 0 0 0 平方メートル以内のもの 4
--	---

10,000円

ケ 床面積の合計が50,000平方メートルを
超えるもの 800,000円

- (2) 確認の申請に係る計画又は計画の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 (1)の区分に応じそれぞれ定める金額に当該昇降機について2の項に掲げる区分に応じそれぞれ同項に定める金額の合計を加算した金額

備考

- (1) 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める面積について算定する。

ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

ウ 建築物を移転する場合（エに掲げる場合を除く。） 当該移転に係る部分の床面積の2分の1

エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関

	する法律施行規則（平成２８年国土交通省令第５号）第２条第１項第１号に該当する場合に限る。）の手数料の金額は、この項に定める金額に、３３の項の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の規定による金額を加算した金額とする。
--	--

別表の６の３４の項を削り、同表の６の３３の項中「第３６条第１項」を「第３１条第１項」に、「３２の項の右欄の区分に」を「３５の項の右欄の区分に」に改め、同項の備考の(1)中「３２の項の備考の(3)」を「３５の項の備考の(4)」に改め、同項の備考の(2)中「３２の項」を「３５の項」に改め、同項の備考の(3)中「第３６条第２項」を「第３１条第２項」に、「第３５条第２項」を「第３０条第２項」に改め、同項の備考中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

- (2) 複合建築物に係る金額は、当該建築物について３５の項の備考の(5)の規定により算定した金額に相当する金額に２分の１を乗じて得た金額とする。

別表の６の３３の項を同表の６の３６の項とし、同表の６の３２の項中「第３４条第１項」を「第２９条第１項」に改め、同項の(1)中「第３５条第１項各号」を「第３０条第１項各号」に改め、同項の(2)のイ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

- (イ) 誘導仕様・計算併用法による場合

- (i) 建築物の延べ面積が２００平方メートル未満のもの ２５，０００円
- (ii) 建築物の延べ面積が２００平方メートル以上のもの ２８，０００円

別表の６の３２の項の(2)のイ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

- (イ) 誘導仕様・計算併用法による場合

- (i) 建築物の延べ面積が３００平方メートル未満のもの ５０，０００円
- (ii) 建築物の延べ面積が３００平方メートル以上のもの ８４，０００円

円

別表の６の３２の項の備考の(6)中「第３５条第２項」を「第３０条第２項」に改め、同項の備考中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

- (3) 誘導仕様・計算併用法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１０条第２号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準により評価する方法をいう。

別表の６の３２の項を同表の６の３５の項とし、同表の６の３１の項中「第１２条第２項又は第１３条第３項」を「第１１条第２項又は第１２条第３項」に、「３０の項」を「３３の項」に改め、同項を同表の６の３４の項とし、同表の６の３０の項を削り、同表の６の２９の項中「２８の項の右欄」を「３１の項の右欄」に改め、同項の備考の(1)中「２８の項の備考の(3)」を「３１の項の備考の(4)」に改め、同項を同表の６の３２の項とし、同項の次に次のように加える。

３３ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１１条第１項又は第１２条第２項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	(1) 一戸建ての住宅
	ア 仕様基準による場合
	（ア） 建築物の延べ面積が２００平方メートル未満のもの １７，０００円
	（イ） 建築物の延べ面積が２００平方メートル以上のもの １９，０００円
	イ 仕様・計算併用法による場合
	（ア） 建築物の延べ面積が２００平方メートル未満のもの ２５，０００円
	（イ） 建築物の延べ面積が２００平方メートル以上のもの ２８，０００円
	ウ その他の場合
	（ア） 建築物の延べ面積が２００平方メートル未満のもの ３４，０００円
	（イ） 建築物の延べ面積が２００平方メートル以上のもの ３７，０００円

(2) 共同住宅等

ア 仕様基準による場合

(ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの 32,000円

(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 56,000円

イ 仕様・計算併用法による場合

(ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの 50,000円

(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 84,000円

ウ その他の場合

(ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの 67,000円

(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 112,000円

(3) 工場、倉庫その他これらに類する用途として市長が定めるもののみに供する非住宅建築物（以下この項において「特定非住宅建築物」という。）

ア モデル建築物基準Bによる場合

(ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの 19,000円

(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 26,000円

イ その他の場合

(ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの 23,000円

(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 30,000円

(4) 特定非住宅建築物以外の非住宅建築物（以下こ

の項において「一般非住宅建築物」という。)

ア モデル建築物基準Bによる場合

- (ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの 85,000円
- (イ) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 108,000円

イ その他の場合

- (ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの 221,000円
- (イ) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 277,000円

備考

- (1) モデル建築物基準Bとは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準をいう。
- (2) 仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準をいう。
- (3) 仕様・計算併用法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準により評価する方法をいう。
- (4) 共同住宅等に係る金額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の延べ面積とみなして算定した手数料の金額に相当する金額とする。
- (5) 複合建築物の場合は、当該複合建築物を住

	宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が1である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分についてはその用途が工場、倉庫その他これらに類する用途として市長が認めるもののみに供するものである場合にあっては特定非住宅建築物と、その他の場合にあっては一般非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の金額を算定した場合の当該手数料の金額に相当する金額の合計額とする。
--	--

別表の6の28の項中「（平成27年法律第53号）第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、同項の(2)のア中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 誘導仕様・計算併用法による場合

(i) 建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの 25,000円

(ii) 建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの 28,000円

別表の6の28の項の(2)のイ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 誘導仕様・計算併用法による場合

(i) 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの 50,000円

(ii) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 84,000円

別表の6の28の項の備考中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 誘導仕様・計算併用法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準により評価する方法をいう。

別表の6中28の項を31の項とし、27の項を30の項とし、26の項を29の項とし、同表の6の25の項中「23の項」を「26の項」に改め、同項を同表の6の28の項とし、同表の6の24の項中「22の項」を「25の項」に改め、同項を同表の6の27の項とし、同表の6中6の項から23の項までを3ずつ繰り下げ、同表の6の5の項中「申請」の次に「に対する審査」を加え、同項の(1)中「9,000円」を「19,000円」に改め、同項の(2)中「11,000円」を「25,000円」に改め、同項の(3)中「15,000円」を「31,000円」に改め、同項の(4)中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「20,000円」を「40,000円」に改め、同項の(5)中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「33,000円」を「57,000円」に改め、同項の(6)中「45,000円」を「77,000円」に改め、同項の(7)中「100,000円」を「150,000円」に改め、同項の(8)中「160,000円」を「260,000円」に改め、同項の(9)中「330,000円」を「540,000円」に改め、同項を同表の6の7の項とし、同項の次に次のように加える。

8 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号の規定に基づく認定の申請に対する審査	1件につき 120,000円
---	----------------

別表の6の4の項中「申請」の次に「に対する審査」を加え、「9,000円」を「22,000円」に改め、同項を同表の6の6の項とし、同表の6の3の項を削り、同表の6の2の項の(1)中「8,000円」を「20,000円」に改め、同項の(2)中「4,000円」を「8,000円」に改め、同項を同表の6の3の項とし、同項の次に次のように加える。

4 建築基準法第7条第1項の規定に	(1) 建築基準法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る建築物
-------------------	----------------------------------

基づく完了検査の
申請に対する審査
又は同法第18条
第20項の規定に
基づく工事の完了
の通知に対する検
査

ア 完了検査の申請に係る計画又は工事の完了の
通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇
降機に係る部分が含まれない場合 次に掲げる
建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のも
の 19,000円

(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え1
00平方メートル以内のもの 25,000
円

(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え
200平方メートル以内のもの 35,00
0円

(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え
300平方メートル以内のもの 50,00
0円

(オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え
1,000平方メートル以内のもの 83,
000円

(カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを
超え2,000平方メートル以内のもの 1
00,000円

(キ) 床面積の合計が2,000平方メートルを
超え10,000平方メートル以内のもの
160,000円

(ク) 床面積の合計が10,000平方メートル
を超え50,000平方メートル以内のもの
260,000円

(ケ) 床面積の合計が50,000平方メートル
を超えるもの 540,000円

イ 完了検査の申請に係る計画又は工事の完了の

通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 アの区分に応じそれぞれ定める金額に当該昇降機について5の項に掲げる区分に応じそれぞれ同項に定める金額の合計を加算した金額

(2) 建築基準法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る建築物以外の建築物

ア 完了検査の申請に係る計画又は工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 22,000円

(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 28,000円

(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 38,000円

(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 53,000円

(オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 86,000円

(カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 110,000円

(キ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの

	170,000円 (ク) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 270,000円 (ケ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 550,000円 イ 完了検査の申請に係る計画又は工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 アの区分に応じそれぞれ定める金額に当該昇降機について5の項に掲げる区分に応じそれぞれ同項に定める金額の合計を加算した金額 備考 床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転した場合にあつては当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
5 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査又は同法第87条の4において準用する同法第18条第20項の規定に基づく工事の完了の通知に対する検査	(1) 小荷物専用昇降機以外の建築設備 1基につき 36,000円 (2) 小荷物専用昇降機 1基につき 20,000円

別表の6の1の項の次に次のように加える。

2 建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定に基づく計画の通知に対する審査	(1) 建築設備を設置する場合（(2)に掲げる場合を除く。） 次に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 小荷物専用昇降機以外の建築設備 1基につき 22,000円 イ 小荷物専用昇降機 1基につき 8,000円 (2) 確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合 次に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 小荷物専用昇降機以外の建築設備 1基につき 10,000円 イ 小荷物専用昇降機 1基につき 6,000円
--	---

別表の7に次のように加える。

9 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第18条第1項の規定に基づく中間検査の申請に対する検査	(1) 盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートル以内のもの 3,100円 (2) 盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 6,200円 (3) 盛土又は切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 12,400円 (4) 盛土又は切土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 24,900円 (5) 盛土又は切土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの 43,600円
---	---

	(6) 盛土又は切土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの 62,300円
--	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表の7に9の項を加える改正規定は、令和7年5月26日から施行する。